

【保険医療機関における掲示事項】

2025年5月

江戸川橋診療所

機能強化加算

当院は、地域におけるかかりつけ医機能を担う医療機関として、機能強化加算の施設基準を満たしています。地域住民の皆さまに対し、適切な初期診療、専門医療機関への紹介、健康管理に関する相談等を実施しています。

医療情報取得加算

当院では、マイナンバーカードを用いた保険証のオンライン資格確認を行い、患者さまの診療情報・薬剤情報等を取得・活用しています。これにより、質の高い医療の提供に努めています。

医療DX推進体制整備加算

当院は、医療DXの推進に向けた体制を整備し、質の高い医療の提供を目指しております。厚生労働省の定める基準に基づき、以下の取組を行っています。

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・マイナンバーカードを利用した保険証確認に対応しています。
- ・医療情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を取得・活用し、質の高い医療の提供に努めています。
- ・医療DX推進のため、電子処方箋および電子カルテ情報共有サービスを導入予定です。

今後も安全で効率的な医療の実現を目指し、デジタル技術の活用を進めてまいります。

在宅医療DX情報活用加算

当院は、在宅医療における質の高い診療を実現するため、医療DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に取り組んでいます。

- ・在宅医療の提供において、オンライン資格確認の導入を含むICTを活用した診療情報の取得・活用体制を整備しています。
- ・訪問診療においても、マイナンバーカードの保険証利用に対応し、診療情報（薬剤情報、特定健診情報等）を活用しています。
- ・医療DXの活用により、患者様の安全性と利便性の向上、医療の質の向上を目指しております。

当院は、これらの体制整備に基づき「在宅医療DX情報活用加算」の届出を行っております。

明細書発行体制等加算

当院では、診療明細書を無料で交付しております。

- ・医療費の内容がわかる領収証とともに、診療報酬の算定項目、使用した薬剤、実施した検査の名称などが記載された明細書を発行しています。
- ・明細書の発行を希望されない場合は、お申し出ください。

患者様に安心して医療を受けていただくため、診療内容の透明性向上に努めております。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を目的として、医薬品の「一般名（有効成分の名称）」による処方を行うことがあります。

- ・一般名処方とは、医薬品の有効成分を特定して処方する方法です。
- ・特定の製薬会社の商品名ではなく、複数の後発医薬品を含む選択肢から、薬局で適切なものが調剤されます。
- ・品質が同等である後発医薬品を選択することで、医療費の軽減が期待できます。

地方厚生（支）局長への届出事項に関する事項

当院は、診療報酬に関わる各種施設基準について地方厚生（支）局長へ届出を行っています。

- 機能強化加算
- 外来感染対策向上加算
- サーベイランス強化加算
- 医療DX推進体制整備加算
- 時間外対応加算1
- 地域包括診療加算
- 糖尿病透析予防指導管理料
- 外来データ提出加算
- 別添1の「第9」の1の(2)に規定する在宅療養支援診療所
- がん治療連携指導料
- 在宅療養支援歯科診療所2
- 在宅患者歯科治療時医療管理料
- 在宅医療DX情報活用加算
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 在宅データ提出加算
- 在宅がん医療総合診療料
- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）

保険外負担に関する事項

当院では、以下の保険外負担が発生する場合があります。

- (※抜粋) 診断書（簡易なもの） 組合員：3,300円 未組合員：4,400円
診断書（複雑なもの） 組合員：5,500円 未組合員：6,600円
受験用診断書（2通目以降） 1,100円
各種証明書 1,100円
乳幼児・学童用治癒証明書 550円

健康診断・予防接種について

<https://tokyo-health.coop/edoshin/checkupvacc.shtml>



長期収載品の選定療養

令和6年10月より、後発医薬品がある先発医薬品（長期収載品）を希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1に相当する特別料金が別途発生します。

時間外対応加算（緊急時の対応体制や連絡先等）

当院では、診療時間外においても、患者さまが安心して療養を継続できるよう、以下の体制を整えています。

- ・診療時間外でも、患者さまやそのご家族からの電話によるお問い合わせに対し、医師または看護職員が常時対応できる体制を整えています。
- ・やむを得ない事情により電話応答が困難な場合でも、できる限り速やかに折り返しご連絡いたします。

当院は、地方厚生（支）局長へ「時間外対応加算」の届出を行っており、上記のような体制に基づき診療報酬の加算を算定しています。

※対象となる時間帯や対応職種は、診療所の実施状況により異なります。詳しくは受付またはお電話でお尋ねください。

生活習慣病管理料

当院では、生活習慣病（高血圧、糖尿病、脂質異常症）の管理において、28日以上長期投薬やリフィル処方箋の交付を行う場合があります。